

はじめに

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年4月に創設され、15年が経過しました。以来、様々なサービス提供基盤が整備され、現在では老後を支える大切な制度として着実に浸透してきました。

この間、わが国の高齢化率は、平成25年10月1日時点で25.1%に達し、世界でも類を見ない超高齢化社会を迎えています。三好地域においても、年々高齢化は進み、平成26年10月1日時点で36.0%となり、平成32年度には、40%に達すると推計されています。

今回、みよし広域連合では、平成27年度から平成29年度までの3か年を期間とする『みよし広域連合第6期介護保険事業計画』を策定いたしました。本計画は、平成27年度から介護保険制度が大きく改正されることを踏まえ、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で生きがいを持って生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、法改正で義務付けとなる、医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等を重点的取組事項に位置づけています。医療・保健・福祉の各関係機関と連携を図ることにより、これらの施策が早期に実現できるよう取り組んでまいります。

また、大きく見直されることとなった介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護サービスについて、地域ボランティアなどの地域の多様な資源を活用しての事業実施が可能となりました。地域資源を積極的に支援・育成し、地域力による事業実施を推進していきたいと考えております。

今後、住民の皆様また関係団体等の方々と連携を図りながら、本計画を着実に実行し、高齢者の皆様が安心して、生きがいを持った日常生活が続けられるよう、介護保険事業の健全な運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りましたみよし広域連合介護保険事業計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の方々、また、アンケート調査にご協力をいただきました高齢者の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

みよし広域連合長 川原 義朗

